

2016年12月26日

上越市長 村山 秀幸 様

2017年度の 予算編成と市政運営に関する 要望書

日本共産党上越地区委員会

委員長 上野 公悦

日本共産党上越市議会議員団

団長 橋爪 法一

市議会議員 上野 公悦

市議会議員 橋本 正幸

市議会議員 平良木哲也

はじめに

日頃、市政発展のためにご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、安倍政権は、この6月に国の基本的な方針となる今年の「骨太の方針2016」と、「成長戦略2016」、「地方創生基本方針2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」の一連の政府方針を策定しました。

「骨太の方針2016」では、経済と財政の再生に向けた歳入・歳出削減の重点分野に、社会保障と地方行財政を位置づけ、社会保障関係費の伸びを3年間で1.5兆円程度に抑制するという今年の「骨太の方針」で打ち出した方針も継承しています。

「成長戦略2016」は、この「骨太の方針2016」と一体に具体化したもので、大企業利益優先が貫かれています。法人実効税率の引き下げを誇り、今後「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現に向け、公的サービスの民間開放など「事業者目線」の規制改革で「新たなビジネスチャンス」をつくるとしています。大企業の新たな儲け口のために、国と地方が行う社会保障など公的責任を投げ捨て、住民に負担増と公的サービス後退を強いるものです。

こうした社会保障予算抑制路線のもとで、高齢者医療の窓口負担増、介護保険はずしのさらなる拡大など、改悪が次々と計画されています。

国会では、コメや麦、牛肉・豚肉など重要農産物の輸入拡大だけでなく、「食の安全」や医療・保険、雇用などを脅かすTPP協定の承認案と関連法案が、国内外の反対世論の高まりを無視し、また同協定反対のトランプ氏が米大統領選挙で勝利したにもかかわらず、衆議院で強行採決されました。国民各層の強い批判に背を向けて安全保障関連法を強行採決したことに続く許しがたい暴挙です。

こうしたもとで、「住民の福祉増進を図る」（地方自治法第1条の2）ことを基本理念とする地方自治体の役割はますます重要になっています。私たちは「誰もが安心して住み続けられる上越市」をめざす観点に立ち、以下の諸点を市政運営の基本とすることを求めるものです。

1、安全保障関連法強行、原発再稼働、消費税増税など、国民の声を無視した安倍政権の暴走に対してノーの意思表示と行動を

安倍政権は、安全保障関連法の強行、原発再稼働、消費税増税など、国民の5割から7割が反対する中で、国民の声に耳を傾けずに暴走しています。発効が事実上不可能となったにもかかわらず固執しているTPPは、上越市の基幹産業である農業はじめ、食の安全や医療・保険、雇用に大きな影響を与えるものです。また、これに代わるものとして画策している日米FTAは、TPP以上に深刻な影響を地域経済に及ぼすことが懸念されています。

こうした中、10月の県知事選挙では、原発再稼働やTPP協定ゴリ押しなどを認めない県民・市民により審判が下されました。このことを踏まえ、上越市民の立場にたち、国

の悪政にノーの明確な意思表示を行い、市民とともに行動すべきです。

2、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を許さず、市民の安全を守る立場で原発のない日本を

福島第一原子力発電所の重大事故の原因も明らかになっていないにもかかわらず、東京電力は柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を計画しています。

UPZ圏内に多くの市民が居住している上越市としては、この再稼働に断固反対すべきです。また、「原発と人類は共存できない」ことを踏まえ、市民の安全を守る立場から、原発のない日本をめざし、すべての原発の廃炉を求めることが必要です。さらに、原発は稼働していなくても大量の放射性廃棄物をかかえていて大きな危険性があることから、米山県知事と協力して、実効性のある避難計画の再検討と充実を図るべきです。

3、「安心と安全のまち」へ、市民のいのちと健康を守ることを最優先に

地方自治法の基本理念である「住民の福祉の増進を図る」上越市としていくためには、民生費の割合を高めていくことが必要です。

とりわけ、介護保険制度の改悪が進められるもとで、介護難民をつくらせず、高齢者の生活と健康を守るための自治体独自の施策が重要です。また、高すぎる介護保険料と国民健康保険料の引き下げも急務となっています。

消費税の8%への増税は低所得者の暮らしを直撃しており、これ以上の増税を許さないとともに、低所得者や生活保護世帯への市独自の支援策も求められています。

市政運営にあたっては、こうした市民のいのちと健康を守ることを最優先させるべきです。

4、中小企業振興基本条例・公契約条例など、産業振興政策を抜本的に強め、正規雇用の拡大と雇用環境の整備を図り、地域循環型の経済を

市内の産業の育成、創業の支援は、上越市ものづくり振興センターを中心とした支援策では不十分です。「上越市中小企業振興基本条例」を制定することなどを柱に、産業政策に本腰を入れて地域でお金がまわる仕組み（地域循環型経済）のためのイニシアチブを発揮すべきです。

労働法制の緩和により、低所得の非正規労働者が増えています。東京都では、非正規雇用対策として、都の「長期ビジョン」に数値目標を設定し、正社員への転換をする企業への助成や、人材不足に悩む中小企業に対する支援を行っています。本市においても、総合戦略に数値目標を設定して、こうした非正規雇用対策に取り組むべきです。

市の職員でも、臨時職員などの非正規雇用の職員が増え続けています。これは保育士など資格を要する職種にも及んでいます。仕事に誇りを持ってまともな生活ができる賃金を保障すべきであり、同時に正規の職員を増やし、市民サービスの向上を図るべきです。

さらに、増えている指定管理者や業務委託で増加している非正規雇用に対して、公契約条例を制定し、賃金の引き上げを図るべきです。そして、そのことが人口減少抑制と地域

経済活性化にもつながる道です。

6、市民の声を反映させた持続可能な公共交通を

昨年3月に開業した北陸新幹線とえちごトキめき鉄道に関しては、多くの市民からさらなる利便性の向上が求められています。高校生などを含めた利用する市民の声を直接反映した利便性向上策を、市の立場で積極的に推し進めるべきです。

また、中山間地の生活を根幹で支えるバス路線の確保は、まさに生きていくための命綱となっていることから、維持存続が至上命令となっています。乗りやすく、使いやすいバス交通の確保に力を入れるべきです。また、地域で自主的に取り組まれている移動支援の取り組みへの支援の充実をはじめ、あらゆる取り組みを通じて、市民の移動権を守る取り組みを強化すべきです。

7、金のかかりすぎる大型施設の建設などの公共事業を大幅に見直し、市民生活に直結する事業への予算配分を

市民合意を得ないままに進められている(仮称)厚生産業会館の建設問題では、多くの市民から、「金がないといって福祉事業は削減しているのに、おかしいではないか」との声が寄せられています。また、新水族博物館の建設計画では、「直江津地域の活性化のために必要」とする市民からも、「膨大な建設費用の増額には納得できない」との意見が出されています。

この他、いくつもの大型施設の建設事業が進められようとしています。そうしたいわゆる「箱物」に傾注した行政運営をあらため、市民の暮らしを支えることを「第一義」とする市政運営にすべきです。また、必要な施設の建設にあたっては、市民の意見に真摯に耳を傾け、しっかりと市民合意を前提にすること、建設費用が増額する際にはそれを避けるための根本的な見直しを行うことが必要です。

こうした立場から以下の通り要望いたします。

市民の安全、暮らしを支えるための重点要望

1. 安全保障関連法強行、原発再稼働、TPP推進、消費税増税など、国民の声を無視した安倍政権の暴走に対してノーの意思表示と行動を

- (1) 自衛隊への「駆けつけ警護」などの新任務付与撤回、南スーダンからの自衛隊撤退、安全保障関連法の廃止を、自衛隊駐屯地をかかえる市の責任者として、国に対して毅然として求めること。
- (2) 観桜会をはじめとしたあらゆる行事における武器を携行した自衛隊員によるパレードは、市民に威圧感を与え、平和を愛する市民感情と相容れない。こうしたパレードの招聘または企画をしないこと。また、他団体からの要請があっても許可しないこと。

- (3) TPP協定からの撤退と関連法の撤廃を求め、本市の農業と地域経済を守ること。
- (4) 消費税の10%への増税を撤回するよう国に強く申し入れること。

2. 災害に強いまちづくり、原発の危険から市民を守るために

- (1) 原子力発電の危険性をふまえ、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対し、廃炉にするよう関係機関に求めるとともに、国に対しても原発からの撤退を強く求めること。同時に、小水力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーの研究・開発、普及に全力を尽くすこと。
- (2) 原子力災害避難計画の根本的見直しを行い、柏崎刈羽原発で起こりうる最大規模の過酷事故と、周辺にも及ぶ地震や豪雪などあらゆる危険性を想定するほか、周囲の風向きなども考慮に入れた避難計画を早急に策定し直すこと。また、隣接自治体と連携しながら、富山県または長野県に対し避難受け入れを要請する計画を策定すること。さらに、いわゆる災害弱者の避難手段と受け入れ先、避難生活の各面にわたって十分に配慮した避難計画とすること。
- (3) 東京電力との間で、「原発再稼働に関する同意の明文化」を含めた「安全確保に関する協定」を結び、市民の声が確実に反映できるようにすること。
- (4) 市内における放射性物質及び空間線量の調査をより充実させること。また、学校給食食材の受け入れについては、保護者の意見をよく聞いて対応するとともに、残留放射線の調査を充実させること。
- (5) 上越市には土砂災害の危険のある箇所が1248ヶ所あり、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるとされる「特別警戒区域」は455ヶ所もある。これらのハード対策を県に求めると同時に、緊急を要する箇所は市独自でも行うこと。
- (6) 道路や橋梁をはじめライフラインについて必要な箇所から点検を行い、計画的に改修を進めること。除雪は市道に限らず、すべての道路を市の責任で行うこと。
- (7) 津波等の地域防災計画では、被害想定調査は自然現象として最大規模を設定すること。また、被害想定と関連させた被害の軽減目標や対策の優先順位、スケジュールや必要予算など実行計画をしっかりとつこと。さらに、避難所は、被災者の救護所として、衣食住はじめ保健・医療サービスなど機能と環境が整えられるよう検討を進めること。高台や高層建築物など避難に適した場所のない地域には、津波避難タワー等を設置すること。また、男女共同参画の視点に立った防災訓練や防災備品の整備などをさらに推進すること。
- (8) 公共施設の耐震化計画を加速し、一日も早く完了すること。また、災害時の避難所における必要な設備・備品などの整備をいっそう進めること。

3. 市民負担の軽減を進め、新たな負担増を行わないこと

- (1) 地方財源確保のため、合併による交付税削減の完全復元など、地方交付税の確保を

- 求め、国に対してよりいっそう強く働きかけること。
- (2) 介護保険では、一般会計からの繰り入れなどにより、第1号被保険者の保険料を全国平均並みに引き下げること。
 - (3) 国民健康保険税を1世帯あたり1万円引き下げること。また、所得に応じた負担を徹底すること。国保税滞納者への資格証の発行を行わないこと。
 - (4) 市税等の滞納の徴収においては、人権に十分配慮するとともに、市民の暮らしと営業を脅かすことのないようにするとともに、納税者の実態に即した丁寧な納税相談や「納税緩和」措置の行使など、親身な対応を行うこと。同時に、滞納者は支援の必要な状況であることが多いことから、徴収の前に関係課と連絡し合いながら必要な支援を行うこと。任意組織である「新潟県地方税徴収機構」による強権的な滞納処分や一方的な「差し押さえ」をしないこと。
 - (5) 生活保護基準の引き上げ及び冬期加算の月額を元に戻すよう国に働きかけること。
 - (6) ゴミの分別方法の周知にさらに力を入れ、市民の理解が十分に得られるようにすること。また、高齢者のみ世帯等へのゴミ出し支援の取り組みをさらに強めること。

4. 高齢者・障害者の生活を守るために

- (1) 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止と、引き続き高齢者を差別する新制度案を抜本的に見直すよう政府に求めること。
- (2) 介護保険の新総合事業への移行にあたって、介護保険利用の相談があった場合または介護認定の更新の相談があった場合は、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」によって機械的に新総合事業への振り分けを行わないこと。
- (3) 国は介護予防・日常生活支援総合事業費に「上限」を設定しているが、サービスの提供に必要な事業費を確保するため、不足する場合は国に負担を求めるとともに、必要に応じ一般会計からも補てんすることとし、「上限」を理由に利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないこと。
- (4) 新総合事業のサービス事業者に対する事業費は、現行の予防給付の額相当の単価を保障すること。
- (5) 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的な引き上げを求めること。
- (6) 介護保険のサービス利用に当たっての利用料の引き上げを行わないこと。低所得者などへの減免制度を拡充すること。また、介護保険施設の食費・居住費負担限度額認定の適用要件を元に戻すこと。
- (7) 特別養護老人ホームを増設し、待機者を出さないこと。また、医療依存度が高い入所希望者が入所できるよう、施設への財政支援等を行うこと。
- (8) 市独自の取り組みとして、介護サービス事業所の労働者の処遇改善と人材確保への支援を行うこと。
- (9) 紙おむつが必要な高齢者への支給事業を元に戻すこと。

- (10) 「障害者総合支援法」を見直し、応益負担は速やかに廃止するよう国に求めるとともに、利用料を無料にすること。
- (11) 障がい者の外出支援としてバスの回数券の配布も行うこと。
- (12) シニアパスポート事業は高齢者の健康維持対策の一つとして位置づけ、存続させること。
- (13) 高齢者への福祉事業として、次のことを行うこと。
 - ① 敬老会への補助は、参加対象者を70歳以上としている地域が少なくない現実を踏まえ、補助対象年齢の引き下げを図ること。
 - ② 訪問理美容サービスの自己負担をなくすこと。
 - ③ 高齢者外出支援事業のタクシー券の配布につき所得制限を撤廃するとともに、年間を通して使えるように配布方法を改善すること。また、日中独居高齢者等も対象にすること。
 - ④ 高齢者、障がい者向け住宅リフォーム助成の補助基準額を100万円に戻すこと。
 - ⑤ 春日山荘は、市内の高齢者にとって非常に重要な施設であり、利用頻度も高い。ところが、近年その運営が財政面で困難になっている。この施設が万が一廃止となれば、高齢者にとって重大な問題である。こうした現状を踏まえ、市として、社会福祉協議会への支援を含め、必要な措置をとること。
- (14) 住宅改修における給付を行う際に、不幸にして改修後の自宅に戻れないまま死亡する事例の際に給付の返還を求めるような市民感情に合わない措置をやめ、事例に即した温かい措置を講じること。

5. 誰もが安心して産み育てられるために

- (1) 子ども医療費助成を拡充し、窓口一部負担を撤廃すること。
- (2) 放課後児童クラブについて
 - ① 利用料金を元に戻すこと。
 - ② 施設・設備の整備や運用にあたっては、条例を遵守し、但し書き該当案件が一刻も早く解消されるようにすること。また、独自の基準については、現場の指導員や保護者の意見を十分に反映し、利用する子どもの安全な生活が保てるようにするため、常に見直しを行うこと。
 - ③ 各児童クラブに最低1名の正規雇用の指導員を配置すること。また、指導員の研修の機会を増やして資質向上を図るとともに、待遇改善に取り組むこと。
- (3) 公立保育園の民営化は基本的に行わないこと。
- (4) 保育料を完全に無料にすること。
- (5) 病児保育施設を市内各地に設置すること。
- (6) 妊産婦医療費助成の所得制限をなくすこと。
- (7) 上越地域医療センター病院と各診療所との連携をさらに強化すること。
- (8) 医師・看護師の確保に努めるなど、市民医療の充実をさらに図ること。

- (9) 市民プラザ内の子どもセンターを存続するとともに、要望があった場合には、他地域にも子どもセンターを設置すること。
- (10) 子どもの貧困に関する実態調査を行い、その対策を講じること。

6. ゆきとどいた教育を進めるために

- (1) 教育予算を抜本的に増額すること。
- (2) 通学路の安全確保、学校の警備システムの整備、施設設備の危険箇所の総点検、学校耐震化の促進、クーラーの設置促進など、子どもの生命と安全を守るための諸施策を引き続き強化すること。
- (3) 「上越市立小・中学校における寄付受け入れ基準」を遵守するとともに、引き続き保護者負担及び住民負担の軽減に努めること。
- (4) 公私立幼稚園児の生命・安全を守る観点から、耐震診断および耐震化を早急に進めるよう手立てを講じること。また、公私立保育園と併せ、全年齢児を対象とするクーラー設置などで酷暑対策を進めること。
- (5) 地産地消の観点から、学校給食における地場産食材の利用をさらに進めること。
- (6) 学校給食調理部門の民間委託を中止し、直営に戻すこと。
- (7) 小中学校の給食費を無料にすること。
- (8) 特別な支援を必要とする児童生徒への支援を充実するために、引き続き介護員・教育補助員の増員と待遇改善を図ること。
- (9) 就学援助制度の改善を図り、入学準備金を入学前に支給できるようにすること。
- (10) 私立高校への支援について
 - ① 市内所在の私立高校に対する運営費補助金を、在籍生徒数にかかわらず、各校年額700万円に戻すこと。
 - ② 所得基準を緩和するなど、学費補助制度を引き続き拡充すること。
- (11) 奨学金貸付事業を給付事業とするとともに、給付額を現在の貸付額よりも増額すること。また、対象者を拡大すること。

7. 「中小企業振興基本条例」の策定で中小企業の振興を。商店街への支援強化を。当市の基幹産業たる農業への支援強化を

- (1) 「中小企業振興基本条例」を策定し、地域の実情に即した産業振興・中小企業施策を実施すること。
- (2) 住宅リフォーム促進事業及び商店向けリニューアル費用助成事業を継続するとともに、市民要望を踏まえて改善を図ること。
- (3) 「ものづくり振興センター」の体制を強化するとともに、中小企業がかかえる様々な経営課題の解決や、産学連携の活用等の支援を行う部署を創設すること。
- (4) 耕作放棄地への課税強化の動きに対して厳重に抗議すること。
- (5) 農家に対して、下落した米価の補てんを行うとともに、所得保障のための施策を実

施すること。

- (6) 上越市食糧農業農村基本条例に基づき、規模の大小にかかわらず、意欲のある農業者が安心して生産できる条件を保障すること。
- (7) 畜産農家・園芸農家への支援を引き続き強化すること。
- (8) 農業労働災害が多発していることに鑑み、対策を抜本的に強化すること。
- (9) イノシシ、カモシカなどの鳥獣被害への対策をいっそう強めること。

8. 非正規雇用の拡大に歯止めをかけ、労働者の生活を守り、雇用の創出に全力をあげる

- (1) 「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、安定した雇用の確保を重要な柱に位置付け、格差解消を図ること。
- (2) ブラック企業の実態を調査し、その結果を市民に公表すること。
- (3) 市が補助金を出している誘致企業はもちろん、市内の企業に対して、非正規労働者の正社員化を働きかけるなど、安定した雇用のための施策を講じること。
- (4) 市民サービスを十分担えるよう、恒常的に業務に従事している非正規職員は正規職に転換すること。また、保育士、放課後児童クラブ指導員などすべての非正規職員の待遇を抜本的に改善すること。
- (5) 指定管理者制度による契約施設の労働者実態調査を行い、雇用の安定化と労働条件の切り下げ防止を図ること。
- (6) 「公契約条例」を制定して公共工事・公共サービスを受注した企業で働く労働者の賃金を保障すること。
- (7) 障がい者の雇用促進に特に力を入れること。

9. ムダづかいをただし、市民生活のための予算に

- (1) 木田庁舎及び各区総合事務所のあり方の検討にあたっては、市民サービスの充実、各区総合事務所の機能充実の観点で再検討すること。
- (2) 「公の施設の再配置」計画を見直し、市民が利用している施設は行政が責任を持って維持存続すること。
- (3) 市の施設の利用料を当面昨年9月30日以前の水準に戻し、さらに、市民サービスの向上を図る立場で引き下げること。
- (4) 新水族博物館の建設費の膨大な増額にメスを入れ、最小費用で最大効果が得られるように設計を再検討すること。

10. 利便性が高く持続可能な公共交通を

- (1) 並行在来線が将来にわたって安定的に経営ができるようにするため、全国鉄道網を維持することを前提に、JRの役割と関与を具体的に明確にすること。また、重大な災害や事故の補償と大規模修理・修繕に対する国の財政支援のしくみを明確にすることなどを趣旨とする「並行在来線の経営が成り立つ新たな法律」を制定することを国

に求めること。

- (2) えちごトキめき鉄道(株)による鉄道経営において、市民の日常の足がこれまで通り維持され、利便性が確保されるよう、日常的な働きかけを継続すること。当面、次の点の改善が図られるようにすること。
 - ① 朝の通学時間帯の直江津高田間の混雑を解消するための施策を講じること。
 - ② 初乗り料金発生による事実上の値上げへの対策をさらに講じること。
- (3) 信越本線(特に柿崎～柏崎間)の強風対策を引き続きJRに求めること。
- (4) ほくほく線の存続、活性化に向けた働きかけ、取り組みを一層強めること。
- (5) ほくほく線の全列車について、黒井駅に停車できるようにすること、上越妙高駅まで乗り入れることができるようにすること、車両にトイレを設置することの3点に関係各部署に強く働きかけること。
- (6) 上越妙高駅の利便性向上について
 - ① 2階自由通路にトイレを設置すること。また、逆光で見にくい案内表示を見やすく改善すること。
 - ② イベント開催時、西口広場に仮設トイレを含めたトイレの充実を図ること。
- (7) 高田駅に西口を整備すること。
- (8) 市内のバス交通への支援を強め、高齢者等の利便性の向上を引き続き図ること、また、郊外の施設へのバス路線を充実させ、イベントなどの際には増便または臨時便を運行すること。(例：星のふるさと館など)
- (9) 高田郵便局の駐車場の改善を当局に求め、付近の交通渋滞の緩和と市民の安全な通行を確保すること。
- (10) 高田駅前空間の有効な活用について、雪国の交通の特性と市民の利便性を考慮して見直しを図ること。

1 1. 暮らしを支える施策の充実を

- (1) 保倉川放水路の整備については、地元住民との意見交換をより積極的に行い、信頼関係を取り戻すこと。そのうえで、合意を前提に促進すること。
- (2) 宮野尾地内における廃棄物最終処分場設置計画は白紙撤回し、より適切な候補地を探すこと。
- (3) 中山間地域振興基本条例に基づき、中山間地域における定住の促進、地域間連携、後継者確保などの個別対策をいっそう強化すること。また、冬期保安要員制度の対象集落を増やすこと。
- (4) 除雪について
 - ① 基幹道路だけでなく、通学、通勤、通院などの生活道路の除雪をしっかりと行うこと。
 - ② 除雪技術の向上対策を図るなど、除雪業者に対する指導監督を強めること。
 - ③ 要援護世帯除雪費助成事業については、除雪道路から玄関までの除雪を対象に含めるなどの改善を行い、除雪の支援対策を強めること。また、市民に不公平感が生じな

- いよう、補助対象の遡及について、柔軟な対応をすること。一定距離内に親族が居住していないことが要件となっているが、近隣の親族自身も自宅の除雪などに追われ、対象世帯の除雪を強いることは現実的ではないことを踏まえ、親族要件をはずすこと。
- ④ 災害救助法が適用された際は、厚生労働省の見解の通り、「資力の有無を問わず」に支援すること。
 - ⑤ 除雪に起因する事故が多発していることを踏まえ、市民の安全を守る立場で、事故防止に向けた啓発や業者への指導を強めること
 - ⑥ 県単「冬期集落安全・安心確保対策事業」により配置した小型除雪機の更新につき、希望を積極的に県に伝えるなど、必要な手だてを講じること。
 - ⑦ 交差点付近では隅切りを行うなど、行き届いた除雪を行うこと。（例：大貫1丁目町内会館付近、寺町1丁目羽尾歯科医院付近など）
 - ⑧ 流雪溝の整備と維持管理および改修に力を入れること（例：仲町2丁目など）
- (5) 地域住民や学校等からの防犯灯の設置要望には機敏に対応すること。また、防犯灯LED化補助金制度を全市内の更新が終了するまで継続すること。
 - (6) 金谷山の登坂路（通称レルヒロード）に防犯灯を設置すること。
 - (7) 市内の歩道を総点検し、傾斜や高低差の解消を図ること。（例：北城町1・2丁目間の歩道、城西中の北側向かい、南高田駅周辺など）
 - (8) 歩道が未整備の箇所への歩道整備を積極的に推し進めること。（例：小猿屋～三田新田間、県道春日山城直江津線の日本海ひすいライン以北など）
 - (9) 市道の改善要望に十分にこたえられるよう、道路改良予算を増額すること。
 - (10) 高田公園内堀内の土塁を、周辺の安全を確保した上で、市民に開放すること。
 - (11) 市内の各河川について状況を細かく調査し、河床の伐木など必要な手立てを講じること。（例：国府川、大出口川、青田川など）
 - (12) 交通公園に雨よげができる屋根付きの休憩所を設置すること。
 - (13) 市役所の各部所で発行している文書を総合的に統括するしくみを創設し、転入市民の利便性を図ること。
 - (14) 高田公園ソフトボール球場の転用にともない、ソフトボール競技会場が清里区に移転することについて、児童生徒の移動手段などに特段の配慮をすること。
 - (15) 青田川や儀明川など、市街地を環流する河川について、県任せにせず、市としても景観と環境に配慮した整備を行うこと。
 - (16) 雁木の整備に関して、補助要件の緩和、補助金の増額、補助率の増加を行い、雪国の伝統文化遺産の存続と市民の利便性の向上を図ること。将来的には、所有権の問題を含めた抜本的な見直しを行い、市として主体的に維持を図る取り組みとすること。
 - (17) 高田公園の堀の溢水対策を講じること。
 - (18) 三和区宮崎新田の放置産業廃棄物を早急に完全撤去すること。

以上